

#	NetSure SM プロテクション・プラン	ベリサインNetSureプロテクション・プラン Version 7.0	変更、削除
1	ベリサイン・サーティフィケーション・プラクティス・ステートメント(CPS) ( <a href="https://www.verisign.com/repository/CPS">https://www.verisign.com/repository/CPS</a> において公表) プラクティス・アップデート	#「ベリサイン証明書実行ステートメント」として添付Bに記載。	削除
2	<a href="http://www.verisign.com/repository/updates/index.html">http://www.verisign.com/repository/updates/index.html</a> または <a href="http://www.verisign.co.jp/repository/updates/index.html">http://www.verisign.co.jp/repository/updates/index.html</a> にて公表)	#N/A	削除
3	Digital ID利用規約 ( <a href="https://www.verisign.com/repository/SUBAGR.html">https://www.verisign.com/repository/SUBAGR.html</a> 、または <a href="http://www.verisign.co.jp/repository/SUBAGR.html">http://www.verisign.co.jp/repository/SUBAGR.html</a> にて公表)	#N/A	削除
4	ベリサイン SSL証明書利用規約 ( <a href="https://www.verisign.com/repository/agreements/serverClass3Org.html">https://www.verisign.com/repository/agreements/serverClass3Org.html</a> 、 または <a href="https://www.verisign.co.jp/repository/subscriber/serverClass3Org.html">https://www.verisign.co.jp/repository/subscriber/serverClass3Org.html</a> にて 公表)	#N/A	削除
5	サーバ証明書エンド・ユーザ契約 ( <a href="https://www.verisign.com/repository/enduser.html">https://www.verisign.com/repository/enduser.html</a> にて公表)	#N/A	削除
6	1. 対象者 本プランは以下の「対象者」に適用されます。 (a)「NetSure加入者」 NetSure加入者とは、本プランに基づく請求を受けるベリサインSSL証明書またはコードサイン証明書(「NetSure証明書」といいます)をベリサインから購入した自然人または法人をいいます。「NetSure証明書」に含まれ、そして、本プランの適用を受けるベリサイン証明書の種類を示すリストを下記URLで見ることが出来ます。なお、(ブランド提携によるか否かを問わず)「ベリサイン証明書」と銘打っていてもベリサイン以外の者がサービス提供している証明書は、本プランというNetSure証明書とはみなしません。 (b)「NetSureに依拠する当事者」 NetSureに依拠する当事者とは、他人に属するNetSure証明書に依拠して行動するNetSure加入者をいいます。NetSure証明書に依拠したことにより生じる契約関係以外にベリサインと契約関係を持たない自然人および/または法人は、NetSure加入者でない限り、本プランという「対象者」とはみなしません。本プランにおいて、自然人以外の対象者(例:会社、事業部、法人組織など)は他人のNetSure証明書に依拠することができます。このような依拠は、当該対象者を代理して、その「NetSure加入者」の従業員または代理人がNetSure証明書に依拠する時に発生します。	1. 対象者 本プランは、「NetSure証明書」の対象資格を有する「NetSure加入者」に適用されます。「NetSure加入者」とは、NetSure証明書の主体であり、証明書が発行され、発行時に証明書に挙げられた公開鍵に対応する秘密鍵を使用することができ、また使用することを認められている個人または団体をいいます。以下の証明書(ただし、これに限りません)は本プランでは適用されません。(a) ブランド提携による証明書、(b) ホワイトラベルの証明書、および(c) VeriSign Internationalの関連会社( <a href="http://www.verisign.com/verisign-worldwide/">http://www.verisign.com/verisign-worldwide/</a> )により確認され処理された証明書など。(シマンテック・トラスト・ネットワーク認証業務運用規程に定められたとおり)このような証明書に対してシマンテックが「登録局」および「認証局」のどちらの役割も果たしていない証明書は、NetSure証明書とは見なされません。	変更
7	2. 適用の時期 各タイプの対象者につき、本プランによるプロテクションを受けられる期間(以下「適用期間」といいます)が決まっています。 (a)「NetSure加入者」 NetSure加入者の場合、適用期間はその加入者のNetSure証明書の有効期間です。「有効期間」とは証明書が発行された日時(または証明書に明記ある場合はそれ以降の日時)に始まり、証明書が失効した/早期に取り消された日時に終わる期間をいいます。 (b)「NetSure依拠者」 NetSure依拠者の場合、適用期間はその依拠者のNetSure証明書の有効期間です。	2. 適用の時期 各NetSure加入者につき、本プランによるプロテクションを受けられる期間が決まっています。この期間は、NetSure加入者のNetSure証明書に支払いが行われる期間(以下「加入期間」といいます)です。	変更
8	3. 適用対象 3.1 NetSure証明書に関する限定的保証 ベリサインはNetSure証明書発行の時点で、 (a) 当該NetSure証明書に、ベリサインの認識している事実の重大な不実の表示またはベリサインに起因する事実の重大な不実の表示が存在しないこと (b) 当該NetSure証明書に記載されたデータに、NetSure証明書の作成にあたってベリサインが合理的な注意を果たさなかった結果もたらされた誤りが存在しないこと。 (c) NetSure証明書が、NetSure証明書の発行のもととなったサービス契約のすべての重要な要求事項を満たしていること。 (d) NetSure証明書に記載され、または参照によってNetSure証明書の一部となった情報(ベリサインの確認していない情報は除く)がすべて正確であることを保証いたします。	3. 適用対象 3.1 NetSure証明書に関する限定的保証 ベリサインはNetSure証明書発行の時点で、以下の事項を保証いたします。 (a) 当該NetSure証明書に、ベリサインの認識している事実の重大な不実の表示またはベリサインに起因する事実の重大な不実の表示が存在しないこと。 (b) 当該NetSure証明書に記載されたデータに、NetSure証明書の作成にあたってベリサインが合理的な注意を果たさなかった結果もたらされた誤りが存在しないこと。 (c) NetSure証明書が、NetSure証明書の発行のもととなったサービス契約のすべての重要な要求事項を満たしていること。 (d) NetSure証明書に記載され、または参照によってNetSure証明書の一部となった情報(ベリサインの確認していない情報は除きます)がすべて正確であることを保証いたします。 第3.1条の保証は、NetSure証明書の発行または当該証明書への情報の記入にあたって、(ベリサインではなく)NetSure加入者自身の行為から生じた場合は適用されません。	変更
9	3.2 不正使用、不正開示および危殆化に関する限定的保証 ベリサインは、有効期間中において、NetSure証明書の公開鍵に対応するベリサインの秘密鍵が、当該証明書の取消または失効前にベリサインが過失により生ぜしめ、または発生を許した情報漏洩、不正使用または不正開示を受けないことを保証します。「危殆化」とは、NetSure証明書に挙げられた公開鍵に対応する秘密鍵の、暗号分析法、鍵抽出またはその他の方法による滅失、窃盗、修正または不正アクセスをいいます。	3.2 不正使用、不正開示および危殆化に関する限定的保証 ベリサインは、加入期間中において、NetSure証明書の公開鍵に対応するベリサインの秘密鍵が、当該証明書の取消または失効前にベリサインが過失により生ぜしめ、または発生を許した情報漏洩、不正使用または不正開示を受けないことを保証します。「危殆化」とは、NetSure証明書に挙げられた公開鍵に対応する秘密鍵の、暗号分析法、鍵抽出またはその他の方法による滅失、窃盗、修正または不正アクセスをいいます。	変更
10	3.4 誤った発行に関する限定的保証 ベリサインは有効期間中、NetSure証明書が当該証明書の対象として命名された団体に対して発行され、誤った発行の結果として発行されたものでないことを保証します。「誤った発行」とは、ベリサインがサービス契約で要求される手順に重要な点で則らずにNetSure証明書を発行すること、ベリサインがNetSure証明書を当該証明書の対象として命名される者以外の団体へ発行すること、および、当該証明書の対象として命名される団体の許可なくNetSure証明書を発行することをいいます。 第3.4条の保証は、誤った発行を行うにあたって、違反が(ベリサインではなく)NetSure加入者自身の行為から生じた場合は適用されません。	3.3 誤った発行に関する限定的保証 ベリサインは加入期間中、NetSure証明書が当該証明書の対象として命名された団体に対して発行され、誤った発行の結果として発行されたものでないことを保証します。「誤った発行」とは、ベリサインがサービス契約で要求される手順に重要な点で則らずにNetSure証明書を発行すること、ベリサインがNetSure証明書を当該証明書の対象として命名される者以外の団体へ発行すること、および、当該証明書の対象として命名される団体の許可なくNetSure証明書を発行することをいいます。第3.3条の保証は、誤った発行を行うにあたって、違反が(ベリサインではなく)NetSure加入者自身の行為から生じた場合は適用されません。	変更
11	3.3 不正な破壊及び使用できないことによる損失に関する限定的保証 ベリサインは有効期間中、NetSure証明書が不正な破壊またはベリサインによる「使用できないことによる損失」を受けないことを保証します。「不正な破壊」とは加入者またはその代理人による許可のないNetSure証明書の取消(ベリサインが当該加入者とのサービス契約に基づき当該証明書を適正に取り消した場合を除きます)をいいます。「使用できないことによる損失」とは、対象者がベリサインの指定するウェブサイトまたはウェブサイト内のデータベースに安全にアクセスできない(使用できない)ことにより、または適時に有効なNetSure証明書の状態を提示する不可欠のサービス(例えばオンラインによる破壊またはCRLサービス)が使用できないか依拠することができないことにより、取引に入れられないことをいいます。	#N/A	削除
12	4. プランに基づく支払および支払請求 4.1 NetSureによる支払 第5条に規定された制限の下で、第3条に定められた限定的保証の1つまたはそれ以上への違反によって生じた損害について、ベリサインは対象者に補償をいたします。	4. プランに基づく支払および支払請求 4.1 NetSureによる支払 第5条に規定された制限の下で、第3条に定められた限定的保証の1つまたはそれ以上への違反によって生じた損害について、ベリサインはNetSure加入者に補償をいたします。	変更
13	4.3 通知 対象者は、第3条の限定的保証に対する違反があれば、第4.2条で定める方法で速やかにベリサインに通知するものとします。	4.3 通知および期間制限 NetSure加入者が第4.2条で要求される損失報告書を提出しない限り、またこのような報告書を保証違反を生じえた出来事から1年以内に、または影響を受けるNetSure証明書の加入期間の終了時から1年以内に提出しない限り、ベリサインは第4.1条による支払いを行う義務を負いません。	変更
14	4.4 期間制限 保証違反を生じえた出来事最終のものから1年以内に、また保証違反が生じたNetSure証明書の有効期間の終了時から1年以内に、対象者が第4.2条で要求される損失報告書を提出しない限り、ベリサインは第3条に定められた限定的保証の1つまたはそれ以上への違反によって生じた損害について、第4.1条による支払を行う義務を負いません。	4.4 期間制限 NetSure加入者が第4.2条で要求される損失報告書を提出しない限り、またこのような報告書を保証違反を生じえた出来事から1年以内に、または影響を受けるNetSure証明書の加入期間の終了時から1年以内に提出しない限り、ベリサインは第4.1条による支払いを行う義務を負いません。	変更

15	5. 本プランによる支払の制限 5.1 NetSure加入者およびNetSure依頼者への支払の制限 ペリサインが本プランに基づきNetSure加入者に支払わなければならない最高額は、第5.2条で適用される「証明書のライフタイム・リミット」です。第3条に定められた限定的保証の「またはそれ以上への違反の結果、NetSure加入者が他人のNetSure証明書に依拠することに起因する損害を被った場合、証明書のライフタイム・リミットに加えて第5.3条の「1つの依拠についての制限」がまた別に適用されます。	5. 本プランによる支払の制限 5.1 NetSure加入者への支払の制限 ペリサインが本プランに基づきNetSure加入者に支払わなければならない最高額は、第5.2条で適用される「保証限度」です。	変更
16	#N/A	5.2 保証限度 保証限度は、加入期間中にNetSure加入者に発行される証明書のタイプに基づいて決定されます。NetSure加入者が、異なる保証限度を提供する異なるタイプのNetSure証明書を保有している場合、当該NetSure加入者には最高額の保証限度が適用されます。保証限度は累積されません。	変更
17	#N/A	(a) 保証限度の効力 保証限度は、ペリサインがNetSure加入者に対し当該NetSure加入者のNetSure証明書に影響する第3条のあらゆる違反に関して支払いの義務を負う最大限度を表します。第4.1条に基づき行われるすべての支払いは、将来の支払いに有効な証明書のライフタイム・リミットの量を相殺するものとします。第4.1条に基づき行われるすべての支払いは、将来の支払いに有効な証明書のライフタイム・リミットの量を相殺するものとします。一度NetSure加入者の証明書のライフタイム・リミットが、第4.1条に基づき支払いによって超過した場合、そのNetSure証明書に関連する違反に対し、ペリサインは第4.1条に基づきそれ以上の支払いの義務を負いません。それにも関わらずNetSure証明書が有効期間の終わりに更新される場合、その際に発行される新規のNetSure証明書は、それ自身の証明書のライフタイム・リミットを新たに有するものとします。	変更
18	5.2 証明書のライフタイム・リミット (a) 証明書のライフタイム・リミットの効力 証明書のライフタイム・リミットは、ペリサインがNetSure加入者に対し適用期間中に加入者自身のNetSure証明書に影響する第3条のあらゆる違反に関して支払わなければならない最大限を表します。第4.1条に基づき行われるすべての支払いは、将来の支払いに有効な証明書のライフタイム・リミットの量を相殺するものとします。一度NetSure加入者の証明書のライフタイム・リミットが、第4.1条に基づき支払いによって超過した場合、そのNetSure証明書に関連する違反に対し、ペリサインは第4.1条に基づきそれ以上の支払いの義務を負いません。それにも関わらずNetSure証明書が有効期間の終わりに更新される場合、その際に発行される新規のNetSure証明書は、それ自身の証明書のライフタイム・リミットを新たに有するものとします。	#N/A	削除
19	(b) 誤った発行 誤った発行とは、結果的に不正にNetSure加入者を指名するNetSure証明書の発行に結びつく、第3条の違反の一種です。このような違反が発生する場合、それに対し適用される証明書のライフタイム・リミットは一つだけです。さらにその違反に適用できる証明書のライフタイム・リミットは、NetSure加入者自身の証明書用のものであり、誤った発行に起因する証明書用のライフタイム・リミットではありません。NetSure加入者が一つ以上のNetSure証明書を有する場合、その対象者はどの証明書に対するライフタイム・リミットを当該違反に対する証明書のライフタイム・リミットとして適用するか選ぶことができます。対象者は、証明書のライフタイム・リミットをすでに超過している場合、NetSure証明書を拒絶することはできません。第4.1条に基づき支払いはすべて、適用される証明書のライフタイム・リミットを相殺するものとします。さらに、誤った発行の結果として発行された一件の証明書は、その証明書を依拠する当事者の数、依拠する当事者が主張する要求を満たすために対象者が支払わなければならない可能性のある支払いの数量、どのような証明書の発行の結果として対象者が補償するその他の損失の数量、および対象者が所有する他の証明書の数に關係なく、一件の違反と見なします。	(b) 誤った発行 誤った発行とは、結果的に不正にNetSure加入者を指名するNetSure証明書の発行に結びつく、第3条の違反の一種です。注意：誤った発行によって発行された証明書はNetSure加入者自身の（正しく発行された）証明書と同じではありません。このような違反が発生する場合、それに対し適用される保証限度は一つだけです。第4.1条に基づき支払いはすべて、適用される保証限度を相殺するものとします。さらに、誤った発行の結果として発行された一件の証明書は、(i) その証明書を依拠する当事者の数、(ii) このような証明書の発行の結果としてNetSure加入者が補償する損失の数または量、および (iii) NetSure加入者が所有する他の証明書の数に關係なく、一件の違反と見なします。	変更
20	5.3 1つの依拠についての制限 第3条の保証条項の一つに対する違反が、対象者に、他のNetSure証明書への依拠に起因する被害をもたらす結果となる場合、第5.1条から第5.2条の制限を適用します。しかしながら、対象者は、このような違反に対するさらなる支払いを制限する「1つの依拠についての制限」を有するものとします。 (a) 1つの依拠についての制限の効力 1つの依拠についての制限は、ペリサインが第4.1条に基づき、対象者に対し、他のNetSure証明書への依拠によって発生するあらゆる違反に関して、その対象者が何回NetSure証明書に依拠するかに關係なく支払う最大限を表します。たとえば、単一のNetSure証明書が誤った発行の結果発行され、5件のデジタル署名付きメッセージが対象者に送られた場合、発生した違反件数は一件となります。対象者は、5件のデジタル署名すべてに依拠する場合でも、またその依拠が1つの依拠についての制限を超える全体的損失の結果として結びついた場合でも、このような違反に対し、1つの依拠についての制限を一回リカバーするだけでよいものとします（適用される証明書のライフタイム・リミットを前提として）。	#N/A	削除
21	6. 払い戻しの原則 ペリサインが第3条、あるいは関連するサービス契約に基づきその他の実質的な義務に基づきNetSure加入者に行う限定的保証に違反する場合、ペリサインは当該NetSure加入者の求めに応じてその証明書を取消し、その加入者が証明書のために支払った額を払い戻すものとします。払い戻しを要請する際には、NetSure加入者は、 <a href="https://www.verisign.com/jp/repository/refund">https://www.verisign.com/jp/repository/refund</a> で公開されている払い戻しの原則に準拠しなくてはなりません。この払い戻しの原則は、NetSure加入者に提供される唯一の救済策ではなく、またその他に使用できる救済策を制限するものでもありません。	ペリサインが第3条、あるいは関連するサービス契約に基づく実質的な義務に基づきNetSure加入者に行う限定的保証に違反する場合、ペリサインは当該NetSure加入者の求めに応じてその証明書を取消し、その加入者が証明書のために支払った額を払い戻すものとします。払い戻しを要請する際には、NetSure加入者は、 <a href="https://www.verisign.com/jp/repository/refund">https://www.verisign.com/jp/repository/refund</a> で公開されている払い戻しの原則に準拠しなくてはなりません。この払い戻しの原則は、NetSure加入者に提供される唯一の救済策ではなく、またその他に使用できる救済策を制限するものでもありません。	変更
22	7. 本プランに該当しない者 ペリサインは、第3条に定められた限定的保証を、第1条に定められた対象者（にのみ）提供するものとします。ペリサインはそれ以外の者には本プランに基づく一切の保証をいたしません。本プランは、いかなる人物に対するいかなる第三者受益権をも生み出す意図を有しません。	7. 本プランに該当しない者 ペリサインは、第3条に定められた限定的保証を、第1条に定められたNetSure加入者（にのみ）提供するものとします。ペリサインはそれ以外の者には本プランに基づく一切の保証をいたしません。本プランは、いかなる人物に対するいかなる第三者受益権をも生み出す意図を有しません。	変更
23	8. ペリサイン以外の関係者による損害 第3条の限定的保証は、以下の事情によって全体的もしくは部分的に引き起こされた、対象者が被る損害や損失には適用されません：	6. ペリサイン以外の関係者による損害 第3条の限定的保証は、以下の事情によって全体的もしくは部分的に引き起こされた、対象者が被る損害や損失には適用されません。ペリサインは管理の範囲外における行為に対し責任を負いません。それに関連して、ペリサインは、ペリサイン電子証明書の材質および仕上りの不備によらない、またはサービス契約に基づくペリサインの過失または契約上の義務の違反によらない損害や損失には責任を負いません。偶発事件による生じるいかなる損失または損害にも、ペリサインは責任を負わないものとします。	変更
24	#N/A	9. 本プランの例外 第3条の限定的保証は、以下の事情によって全体的もしくは部分的に引き起こされた、NetSure加入者が被る損害や損失には適用されません。	変更
25	#N/A	(a) NetSure加入者がサービス契約に基づく実質的な義務を行わない場合。 (b) 証明書を、規定のサービス契約に定められた許容使用範囲を逸脱した方法で用いる場合。	変更
26	(b) ペリサインのリポジトリに公開されているかどうかに関係なく、何よりも当該対象者が関連する当事者間の取引経過や商習慣を知っているあるいは知るべきであるという事実を考えた上で、このような依拠がいかなる場合でも理不尽もしくは不当である、ペリサイン証明書に含まれる、あるいは統合される情報に依拠する場合。	(c) ペリサインのリポジトリに公開されているかどうかに関係なく、何よりも当該NetSure加入者が関連する当事者間の取引経過や商習慣を知っている、もしくは知るべきであるという事実を考えた上で、このような依拠がいかなる場合でも理不尽もしくは不当である、NetSure証明書に含まれる、あるいは統合される情報に依拠する場合。	変更
27	(c) 対象者が、サービス契約に規定されているペリサイン証明書の取消要求の正当な手続きを行わない場合、あるいは対象者の手続きが理由なく遅れる場合。	(d) NetSure加入者が、サービス契約に規定されているNetSure証明書の取消要求の正当な手続きを行わない場合、あるいはNetSure加入者の手続きが理由なく遅れる場合。	変更
28	(d) 対象者が、加入者自身の秘密鍵の危険化を防ぐ正当な対応を行わない場合、対象者が信頼性の高いシステムを使用しない場合、対象者がサービス契約に基づく実質的な義務を行わない場合。	(e) NetSure加入者が信頼性の高いシステムを使用しない場合を含めて（ただし、必ずしもこれに限定されません）、NetSure加入者が、加入者自身の秘密鍵の危険化を防ぐ正当な対応を行わない場合。	変更

29	(e) 対象者がNetSure証明書のデジタル署名を検証する正当なセキュリティ対策を実施しない場合。	(f) NetSure加入者がNetSure証明書のデジタル署名を検証する正当なセキュリティ対策を実施しない場合。	変更
30	(f) 対象者が、あるNetSure加入者を対象受領者として機密データを共有する時にその加入者を用意する暗号化メッセージの生成、保管、転送の前、あるいはそれらの処理中に正当なセキュリティ対策を実施しない場合。この時、無制限で(i) そのようなNetSure証明書が有効な証明書であるかどうか判断することを怠る、および(ii) NetSure証明書に対する証明書チェーンを確認することを怠る場合も含まれます。	(g) NetSure加入者が、暗号化メッセージの生成、保管、転送の前、あるいはそれらの処理中に正当なセキュリティ対策を実施しない場合。この時、無制限で(i) そのようなNetSure証明書が有効な証明書であるかどうか判断することを怠る、および(ii) NetSure証明書に対する証明書チェーンを確認することを怠る場合も含まれます。	変更
31	(g) 該当する場合、対象者が指定された使用可能な最小の係数サイズを使ったRSA公開鍵アルゴリズムを用いない場合	(h) NetSure加入者が指定された使用可能な最小の係数サイズを使ったRSA公開鍵アルゴリズムを用いない場合。	変更
32	(h) 該当する場合、対象者がRSA以外の公開鍵アルゴリズムを用いない場合。	(i) NetSure加入者がRSA以外の公開鍵アルゴリズムを用いない場合。	変更
33	(k) ペリサインの管理下あるいは独占所有下でない通信インフラ、処理、保存メディアもしくは構造とそこに含まれるコンポーネントの不具合。	(l) ペリサインの管理下あるいは独占所有下でない通信インフラ、処理、保存メディアもしくは構造とそこに含まれるコンポーネントの不具合。	変更
34	(m) ある人物が、対象者に損害や損失を被るような行動を強制するような違法行為を行う場合。	(n) 第三者が、NetSure加入者に損害や損失を被るような行動を強制するような違法行為を行う場合。	変更
35	(o) 対象者が、ペリサインの公開証明書サービスの技術的実施を直接的もしくは間接的に監視、妨害、リバース・エンジニアリングを行う場合。	(p) NetSure加入者が、ペリサインの公開証明書サービスの技術的実施を直接的もしくは間接的に監視、妨害、リバース・エンジニアリングを行う場合。	変更
36	10.2 一般的放棄 第3条とサービス契約に記載がなく、規定の法律の許容範囲である限り、ペリサインは以下の項目を放棄します：(A) 市販可能性に関する一切の保証、特定の目的への適性の保証、証明書の申込者、加入者、第三者が提示する情報の精度に対する一切の保証を含む、その他一切の明示的、暗示的保証と一切の義務。(B) 第三者の単独行為が対象者(ただしこれに限らない)を含むその他の人物との共同行為に関わらず、不履行、無関心、および無過失責任をなす、あるいはその可能性の高い第三者による行為に対する一切の責務。	10.2 一般的放棄 第3条とサービス契約に記載がなく、規定の法律の許容範囲である限り、ペリサインは以下の項目を放棄します：(a) 市販可能性に関する一切の保証、特定の目的への適性の保証、証明書の申込者、加入者、第三者が提示する情報の精度に対する一切の保証を含む、その他一切の明示的、暗示的保証と一切の義務。(b) 第三者の単独行為が NetSure 加入者(ただし、これに限られません)を含むその他の人物との共同行為に関わらず、不履行、無関心、および無過失責任をなす、あるいはその可能性の高い第三者による行為に対する一切の責務。	変更
37	11. 一般契約損害の制限 対象者が、申し立て、法的措置、訴訟、調停、あるいは規定の法律の許容範囲内で第4.2条に基づく支払いの要求とは別に手続きを起す場合、あらゆる対象者が被る一般契約損害に対するペリサインの全体的な責務は、特定のNetSure証明書の使用もしくは依拠に起因するその他の人物すべてが被るあらゆる一般契約損害と合わせて、全デジタル署名、トランザクション、および当該NetSure証明書に関連する要求の合計に対して、10万ドルを超えない額に制限されるものとします。当セクションで提示される責務の上限は、デジタル署名、トランザクション、および当該NetSure証明書に関連する要求の数に関わらず、同一とします。本条は、第6条の払い戻しの原則や、第4.1条の支払いの内容を制限するものではありません。第4条と第6条を前提として、ペリサインは、責務の上限額を要求者同士の分配方法に関係なく、各NetSure証明書に対する責務の総額を超える支払い義務を負わないものとします。本セクションは、規定の法律の認める範囲についてのみ適用されます。本セクションは、契約に基づく責務(保証の違反も含める)、不法行為(不履行や無過失責任も含める)、その他一切の合法的あるいは公正な申し立ての形式に適用されます。	11. 一般契約損害の制限 NetSure加入者が、申し立て、法的措置、訴訟、調停、あるいは規定の法律の許容範囲内で第4.2条に基づく支払いの要求とは別に手続きを起す場合、あらゆるNetSure加入者が被る損害に対するペリサインの全体的な責務は、あらゆるNetSure証明書の使用もしくは依拠に起因するその他の人物すべてが被るあらゆる損害と合わせて、全デジタル署名、トランザクション、および当該NetSure証明書に関連する要求の合計に対して、5万ドルを超えない額に制限されるものとします。本条で提示される責務の上限は、デジタル署名、トランザクション、および当該NetSure証明書に関連する要求の数に関わらず、同一とします。本条は、第6条の払い戻しの原則や、条項の支払いの内容を制限するものではありません。ペリサインは、各NetSure加入者に対する保証制限を超える支払い義務を負わないものとします。本条は、契約に基づく責務(保証の違反も含みます)、不法行為(不履行や無過失責任も含みます)、その他一切の合法的あるいは公正な申し立ての形式に適用されます。	変更
38	12. 損害の特定要素の排除 第4条に記載がなく、規定の法律の許容範囲である限り、ペリサインは、証明書、デジタル署名、あるいはサービス契約もしくは本プランで提供もしくは考慮されるその他のトランザクションもしくはサービスの使用、納入、ライセンス、実行あるいは不履行に起因して、あるいは関連して発生する間接的、特殊、信用上、二次的、あるいは結果的損害(利益の損失あるいはデータの損失を含むがそれに限らない)に対し、ペリサインがそのような損害の可能性について助言を受けていたとしても、一切の責務を負わないものとします。	12. 損害の特定要素の排除 第4条および第5条に記載がなく、規定の法律の許容範囲である限り、ペリサインは、証明書、デジタル署名、あるいはサービス契約もしくは本プランで提供もしくは考慮されるその他のトランザクションもしくはサービスの使用、納入、ライセンス、実行あるいは不履行に起因して、あるいは関連して発生する間接的、特殊、信用上、二次的、あるいは結果的損害(利益の損失あるいはデータの損失を含みますが、それに限られません)に対し、ペリサインがそのような損害の可能性について助言を受けていたとしても、一切の責務を負わないものとします。	変更
39	13. 懲罰的損害賠償の除外 規定の法律の許容範囲である限り、ペリサインは、証明書、デジタル署名、あるいはサービス契約もしくは本プランで提供もしくは考慮されるその他のトランザクションもしくはサービスの使用、納入、ライセンス、実行あるいは不履行に起因して、あるいは関連して発生する一切の懲罰的損害賠償に対し、責務を負わないものとします。	13. 懲罰的損害賠償の除外 規定の法律の許容範囲である限り、ペリサインは、証明書、デジタル署名、あるいはサービス契約もしくは本プランで提供もしくは考慮されるその他のトランザクションもしくはサービスの使用、納入、ライセンス、実行あるいは不履行に起因して、あるいは関連して発生する一切の懲罰的損害賠償に対し、責務を負わないものとします。	変更
40	15. 修正 ペリサインは、本プランを適宜(予定に則って、遡ることなく)修正する権利を有します。ペリサインは修正物をペリサインのリポジトリの「実務の更新およびお知らせ」(Practices Updates and Notices)「セクション」( <a href="https://www.verisign.com/jp/repository/updates">https://www.verisign.com/jp/repository/updates</a> )に、プランの修正版の形式で載せる権利を有します。修正箇所は、ペリサインが自社のレポジトリに修正物を公開してから15日後に、ペリサインがその15日の期間終了前にそのレポジトリにある修正物の回収を通知しなければ、有効となります。修正に同意しないNetSure加入者は、修正物の公開から15日以内に、影響を受けるNetSure証明書(複数可)の取消を要請するものとします。ペリサインはその要請に応じて当該NetSure加入者のNetSure証明書を取り消し、当該NetSure加入者に対し、そのNetSure証明書(複数可)の残りの有効期間に対応する金額を払い戻すものとします。たとえば、当該NetSure証明書が1年の有効期間を有し、NetSure加入者が本セクションにしたがって発行から6ヶ月後に払い戻しの要請を行う場合、ペリサインは、当該NetSure証明書に支払われる料金の半額を払い戻します。NetSure加入者が影響を受けるNetSure証明書(複数可)に対する払い戻しの要請を、修正物の公開から15日以内に行わない場合、その修正に同意したものと見なします。	15. 修正 ペリサインは、本プランを適宜(予定に則って、遡ることなく)修正する権利を有します。あらゆる変更は、当該変更がペリサインのウェブサイトに掲載されてから30日後、またはNetSure加入者に電子メールで通知された時点で有効になります。NetSure加入者は変更に同意しない場合、ペリサインに通知し、NetSure証明書の取消を要請し、取消日から加入期間終了までの期間について日割り、支払済みの料金の一部(返金を要請することができます。当該変更の後、NetSure証明書の使用を継続することで、NetSure加入者は変更に従い遵守することに同意したと見なされます。	変更
41	17. 紛争の解決 規定の法律の許容範囲で、どの当事者も、本プランに関連するあらゆる点を、含む紛争に関して、紛争解決の仕組みを免却する可能性のある前に、紛争解決を目指して、ペリサインと紛争のその他すべての当事者にその旨を通知するものとします。最初の通知から60日以内に紛争が解決しない場合、当事者は以下に従って手続きを行うことができます。	17. 紛争の解決 規定の法律の許容範囲で、どの当事者も、本プランのいずれかの事項にかかわる紛争を解決する場合、提訴または行政請求を開始する前に、業務上の議論により紛争の解決に誠実な努力を払うものとします。紛争が最初の通知から60日以内に解決できなかった場合、当事者は本プランに示された適用法の許可に従って手続きを進めることができます。	変更
42	添付A 用語集 1. 一般的定義。本プランに特に記載がない限り、用語はCPSにて与えられている意味を持つものとします( <a href="https://www.verisign.com/jp/repository/CPS/">https://www.verisign.com/jp/repository/CPS/</a> を参照)。 2. 本プランに特有の定義 (a) 適用期間。第2条参照。 (b) 証明書のライフタイム・リミット。第5.1条と第5.2条参照。 (c) 危殆化。第3.2条参照。 (d) 対象者。第1条参照。 (e) 誤った発行。第3.4条参照。 (f) 使用できないことによる損失。第3.3条参照。 (g) NetSure証明書。第1(a)条参照。 (h) NetSure依頼者。第1(b)条参照。 (i) NetSure加入者。第1(a)条参照。 (j) 有効期間。第2(a)条参照。 (k) プラン。「プラン」とはペリサインNetSureプロテクション・プラン(本文書)。 (l) 1つの依拠についての制限。第5.3条参照。 (m) サービス契約。「サービス契約」は、一定の期間で対象者がそれに基づきNetSure証明書を取得(NetSure加入者の場合)したところの、もしくはペリサイン証明書に依拠するための条件と条項に同意(NetSure依頼者)したところの契約書の最新版。添付B参照。 (n) 不正な破棄。第3.3条参照。	添付A 用語集 1. 一般的定義。本プランに特に記載がない限り、用語は各証明書に適用される認証業務運用規定にて与えられている意味を持つものとします。 2. 本プランに特有の定義 (a) 危殆化。第3.2条参照 (b) 誤った発行。第3.3条参照 (c) 損失報告書。第4.2条参照 (d) NetSure証明書。第1条参照 (e) NetSure加入者。第1条参照 (f) プラン。「プラン」とはペリサインNetSureプロテクション・プラン(本文書)を意味します。 (g) サービス契約。「サービス契約」とは、一定の期間でNetSure加入者がそれに基づきNetSure証明書を取得した契約書の最新版を意味します。添付B参照。 (h) 加入期間。第2条参照 (i) 保証限度。第5.1条と第5.2条参照	変更